

第5章 サービス量の見込み等

1 人口と要介護認定者数の推計

(1) 人口の推計

人口の将来推計では、第9期計画期間の最終年度である令和8年度には、65歳以上の高齢者数が約37万1千人で高齢化率が23.0%となり、高齢化は一層進展し、後期高齢者が増加していきます。

(単位:人)

		R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040) 再掲3頁
総人口		1,601,800	1,609,000	1,616,100	1,656,900
65歳以上		361,800	366,200	371,200	469,400
内訳	前期(65~74歳)	167,400	163,700	161,200	215,800
	後期(75歳以上)	194,400	202,500	210,000	253,600
高齢化率		22.6%	22.8%	23.0%	28.3%

※ 福祉局でコーホート要因法を用いて推計した数値

(2) 要介護認定者数の推計

現在、介護予防事業等の実施により、要介護状態となることの予防や重度化防止の取組みを進めていますが、医療や介護のニーズが高まる後期高齢者が、今後増えることもあり、現状のまま推移した場合、令和8年度の要介護認定者数は、約7万9千人になると見込んでいます。

(単位:人)

		R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040) 再掲4頁
要支援1		14,490	14,550	14,630	19,110
要支援2		10,760	11,060	11,380	15,700
要介護1		15,470	15,820	16,260	23,320
要介護2		11,330	11,460	11,660	16,360
要介護3		9,110	9,350	9,620	13,950
要介護4		8,370	8,640	8,950	13,350
要介護5		5,960	6,200	6,490	9,650
合計		75,490	77,080	78,990	111,440
認定率		20.9%	21.1%	21.3%	23.7%

※ 福祉局で人口推計や要介護認定率等をもとに推計した数値

2 介護サービス量の見込み等

(1) 介護サービスの量の見込み

① 介護サービスの必要見込量

○介護給付（要介護1～5）

サービス区分		単位	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
在宅	訪問介護(ホームヘルプ)	回/月	313,280	319,960	332,650	453,666
	訪問入浴介護	回/月	3,190	3,330	3,640	4,535
	訪問看護	人/月	6,370	6,460	6,640	9,274
	訪問リハビリテーション	回/月	10,370	10,670	11,190	30,153
	居宅療養管理指導	人/月	15,130	15,590	16,240	21,843
	通所介護(デイサービス)	回/月	146,860	148,610	152,810	214,266
	通所リハビリテーション(デイケア)	回/月	41,090	42,040	43,440	59,841
	短期入所生活介護(ショートステイ)	日/月	28,740	29,490	30,840	41,213
	短期入所療養介護(ショートステイ)	日/月	1,320	1,320	1,320	1,559
	特定施設入居者生活介護	人/月	2,550	2,560	2,560	必要量
	福祉用具貸与	人/月	21,260	21,830	22,640	30,798
	特定福祉用具販売	件/月	330	330	340	483
	住宅改修	件/月	230	250	260	347
	居宅介護支援	人/月	29,160	29,910	30,940	42,339
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	1,080	1,240	1,400	1,420
	夜間対応型訪問介護	人/月	20	20	20	31
	認知症対応型通所介護	回/月	2,790	2,790	2,930	4,216
	小規模多機能型居宅介護	人/月	900	980	1,050	1,269
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	人/月	2,220	2,320	2,370	必要量
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	130	170	200	
	看護小規模多機能型居宅介護	人/月	310	340	360	439
地域密着型通所介護	回/月	56,560	59,360	62,290	81,451	
施設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)※	人/月	5,890	6,010	6,090	必要量
	介護老人保健施設	人/月	2,210	2,210	2,210	
	介護医療院	人/月	710	710	710	

※ 介護老人福祉施設には、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。

○予防給付（要支援1・2）

サービス区分		単位	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
在宅	介護予防訪問入浴介護	回/月	若干数	若干数	若干数	若干数
	介護予防訪問看護	人/月	970	1,000	1,020	1,435
	介護予防訪問リハビリテーション	回/月	1,210	1,210	1,210	3,649
	介護予防居宅療養管理指導	人/月	1,140	1,160	1,180	1,676
	介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	人/月	3,020	3,070	3,130	4,426
	介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)	日/月	360	360	360	465
	介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)	日/月	若干数	若干数	若干数	若干数
	介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	380	380	380	必要量
	介護予防福祉用具貸与	人/月	9,030	9,200	9,360	13,217
	特定介護予防福祉用具販売	件/月	180	180	190	272
	介護予防住宅改修	件/月	200	210	210	287
	介護予防支援	人/月	11,160	11,360	11,550	16,344
地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	回/月	若干数	若干数	若干数	若干数
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	60	80	80	90
	介護予防認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	人/月	若干数	若干数	若干数	若干数

令和22年度の必要量見込量は、国の“地域包括ケア「見える化」システム”で算出された参考値であり、施設・居住系サービスは、令和22年度を計画期間とする第14期介護保険事業計画において、要介護認定者数や入所申込の状況などを踏まえ整備目標量を定め、必要量の確保を図ります。

② 第9期計画期間の介護サービスの量の考え方

介護サービスの量は、第5章1-(2)の要介護認定者数を基に、下記のとおり見込んでいます。

ア 在宅サービス

在宅サービスについては、過去の利用状況等より、利用者数、利用者1人あたりの利用量を算出し、見込んでいます。

※ 居住系サービスである特定施設入居者生活介護を除く。

イ 地域密着型サービス

地域密着型サービスについては、過去の利用状況、今後の整備目標等を勘案して見込んでいます。

※ 居住系サービスである認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)と地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。

ウ 施設・居住系サービス

施設・居住系サービスについては、過去の利用状況、今後の整備目標等を勘案し見込んでいます。

(2) 介護サービス見込量の確保のための方策

介護サービス見込量を確保するため、第4章の「3 地域包括ケアの構築に向けた施策の展開」にある施策に取り組みます。

(3) 介護人材の必要数

介護職員の必要数について、福岡県では、令和7年度は97,525人と推計されており、この推計値を基に福岡県と福岡市の第8期介護保険事業計画における要介護認定者数の割合で試算すると、福岡市においては、令和7年度には約26,200人が必要と推計されます。

<参考>福岡県における介護職員の必要数(推計) [再掲34頁]

年 度	令和元年度	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護職員数	86,221人	97,525人	121,345人

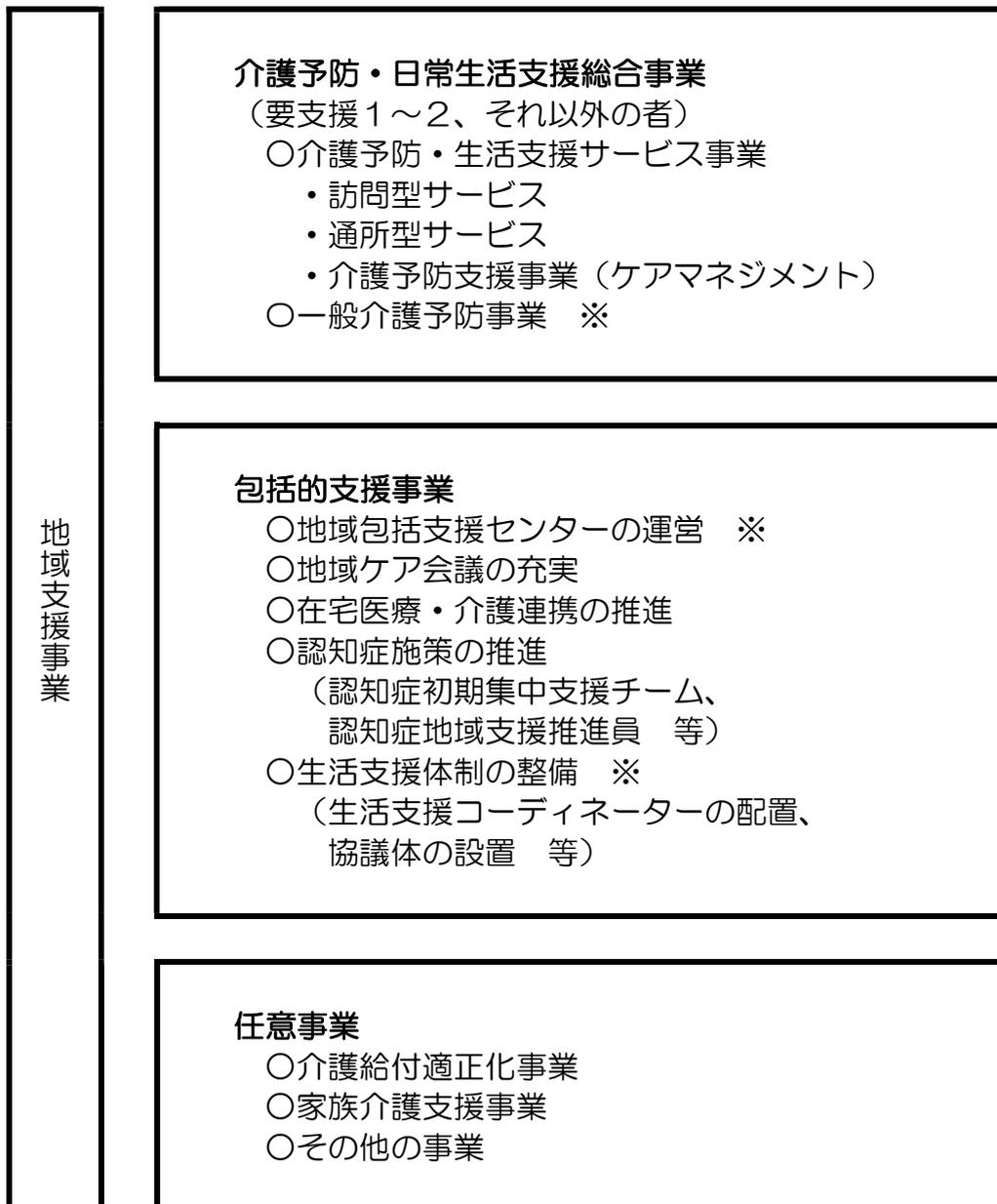
(4) 介護人材確保のための方策

介護人材を確保するため、第4章の「3 地域包括ケアの構築に向けた施策の展開」にある施策に取り組みます。

3 地域支援事業の量の見込み等

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、できる限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供するものです。

地域支援事業の全体図



※の付いた事業は、令和6年度から、全部又は一部を社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業」へ移行する予定です。

(1) 地域支援事業の量の見込み

① 地域支援事業の必要見込量

事業名		計画量の考え方	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)	
1	介護予防・生活支援サービス事業	訪問サービス	利用者数	9,370人	9,660人	9,980人	14,290人
2		通所サービス	利用者数	9,620人	9,910人	10,240人	14,670人
3		介護予防ケアマネジメント	利用者数	8,590人	8,840人	9,110人	13,250人
4	運動から始める認知症予防教室 (R5から「フレイル予防教室」へ名称変更)		延べ参加者数	2,800人	2,800人	2,800人	4,200人
5	生き生きシニア健康福岡21事業		延べ参加者数	53,890人	54,810人	55,630人	71,760人
6	介護予防教室		参加者数	650人	660人	670人	945人
7	訪問型介護予防事業		—	必要に応じ、実施			第9期と同様
8	小呂島介護予防事業		延べ参加者数	190人	190人	190人	190人
9	介護予防郵送啓発事業		送付数	19,500人	19,830人	20,130人	25,968人
10	重度化防止啓発事業		利用者数	250人	250人	250人	250人
11	シニア教室等事業		延べ参加者数	112,310人	114,220人	115,930人	149,620人
12	生きがいと健康づくり推進事業		延べ参加者数	18,920人	19,240人	19,530人	23,590人
13	ふれあいサロン		参加者数	2,560人	2,600人	2,640人	3,390人
14	高齢者元気づくり応援事業		よかトレ実践セッションの創出数	910箇所	920箇所	920箇所	920箇所
15	介護支援ボランティア事業		実活動者数	1,120人	1,140人	1,160人	1,496人
16	地域リハビリテーション活動支援事業		利用者数	5,380人	5,470人	5,560人	6,820人
17	介護予防の充実・強化事業		延べ参加者数	1,003人	1,046人	1,089人	1,405人
18	いきいきセンターふくおか運営等経費		設置箇所数	57箇所	57箇所	57箇所	日常生活圏域に応じた箇所数
19	地域ネットワーク支援事業		—	各区に地域ネット支援員を配置			第9期と同様
20	在宅医療・介護連携推進事業		—	社会資源情報ブックの配布、多職種連携研修会の開催、市民啓発等を実施			第9期と同様
21	地域ケア会議		開催数	700回	700回	700回	950回
22	認知症地域支援・ケア向上事業		—	地域支援推進員を配置			第9期と同様
23	生活支援体制整備事業		—	生活支援コーディネーターを全市全圏域へ配置			第9期と同様
24	認知症初期集中支援推進事業		医療・介護サービスにつながった者の割合	65%	65%	65%	65%
25	認知症カフェ設置促進事業		設置圏域数	53圏域	59圏域	59圏域	59圏域
26	介護に関する入門的研修		修了者数	300人	300人	300人	300人
27	買い物等の生活支援推進事業		支援地域数	17地域	19地域	21地域	35地域
28	認知症社会参加推進事業(オレンジアクティブ)		事業者数	10件	11件	12件	
29	認知症の人の見守りネットワーク事業		登録者数	1,145人	1,190人	1,235人	1,500人
30	認知症高齢者家族介護者支援事業		利用者数	30人	40人	50人	100人
31	おむつサービス事業		利用者数	6,510人	6,810人	7,110人	11,310人
32	家族介護支援事業		利用者数	80人	80人	80人	100人
33	ふれあい相談員派遣事業		派遣回数	260回	260回	260回	330回
34	介護支援専門員資質向上事業		参加者数	120人	120人	120人	120人
35	居宅介護支援事業者業務支援事業		実施件数	210人	210人	210人	210人
36	住宅改造相談事業		相談件数	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人
37	声の訪問事業		利用者数	790人	820人	850人	1,270人
38	緊急通報体制整備事業		利用者数	5,450人	5,650人	5,850人	8,650人
39	成年後見制度利用支援事業(高齢者)		市長申し立て件数	94人	113人	136人	242人
40	見守り推進プロジェクト(介護特会)		通報件数	252人	252人	252人	340人

※ 令和6年度から重層の支援体制整備事業へ移行する事業も含まれます。

② 地域支援事業の量の考え方

主な地域支援事業の量については、これまでの実施状況や今後の高齢者数の伸び等を勘案し、推計して見込んでいます。

(2) 地域支援事業見込量の確保のための方策

地域支援事業見込量を確保するため、第4章の「3 地域包括ケアの構築に向けた施策の展開」にある施策に取り組みます。

4 市町村特別給付等

市町村特別給付等には「市町村特別給付」と「保健福祉事業」があります。

市町村特別給付は、要介護認定者に対し、法令で定められた保険給付（法定給付）以外の独自のサービスを実施することができるもので、保健福祉事業は、被保険者全体を対象とした介護予防事業や家族等の介護者を対象とした介護支援事業等を実施できるもので、いずれも条例で定める必要があります。

なお、市町村特別給付等に係る費用は、全て第1号被保険者の保険料で賄うこととされています。

福岡市では、市町村特別給付等で実施することができる要援護高齢者への支援のための事業や家族介護者への支援のための事業については、地域支援事業及び一般施策で行っている高齢者保健福祉事業として実施していきます。